

## 厚生常任委員会記録

令和6年12月16日（月）於 第2委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前10時23分

### ○出席委員（7名）

1番 須藤 江利加 委員      2番 工藤 裕介 委員      3番 志村 洋子 委員  
9番 竹浪 敦 委員      11番 坂本 崇 委員      18番 野村 太郎 委員  
22番 松橋 武史 委員

### ○出席理事者（8名）

福祉部長	秋元 哲	健康こども部長	佐伯 尚幸
福祉総務課長	秋田 美織	こども家庭課長	清野 悟
情報システム課長	羽場 隆文	障がい福祉課長	成田 亜弘
市民生活部長	佐藤 真紀	市民協働課長	土岐 康之

### ○出席事務局職員（2名）

次 長 竹内 孝行      書 記 外崎 容史

【午前10時00分 開会】

○委員長（坂本 崇委員） これより、厚生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。  
本定例会において、厚生常任委員会に付託されました案件は議案3件であります。

---

弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
議案第95号 に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する  
条例案

---

○委員長（坂本 崇委員） まず、議案第95号弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（秋元 哲） 議案第95号弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の一部改正に伴い、産後ケア事業の実施及び災害弔慰金の支給等に関する事

務において、特定個人情報を庁内連携により取得可能とするため、弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、以下番号条例について、所要の改正をしようとするものであります。

まず、産後ケア事業の実施に関する事務につきまして御説明申し上げますので、資料1を御覧ください。

令和6年6月19日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、母子保健法の一部が改正され、母子保健事業を行うために必要と認める場合に、市町村がほかの市町村に対し提供を求めることができる情報として、産後ケア事業等に関する情報を追加することが規定されたことに伴い、番号利用法別表項番70で規定される母子保健法による事務が、このことを踏まえた内容に改められました。

これらのことから、本市において、産後ケア事業に関する事務を処理するために必要な限度で、保有する特定個人情報の庁内連携を可能とするため、番号条例別表第2の27の項中の「妊産婦の訪問指導」の次に「産後ケア事業の実施」を加えるものであります。

次に、災害弔慰金の支給等に関する事務につきまして御説明申し上げますので、資料2を御覧ください。

番号利用法の改正により、行政機関等が個人番号を利用できる事務に、災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金もしくは災害障害見舞金の支給、または災害援護資金の貸付けに関する事務等であって、主務省令で定めるものが加えられたことに伴い、本市において、災害弔慰金の支給等に関する事務を処理するために必要な限度で、本市が保有する特定個人情報の庁内連携を可能とするため、番号条例別表2の29に新たに項を加え、以下の項を1項ずつ繰り下げるものであります。

なお、本条例の施行期日は、公布の日からとするものであります。

資料3を御覧ください。

資料3は新旧対照表となっております。改正箇所は下線部のとおりとなっておりますので御参照ください。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○1番（須藤江利加委員） よろしく申し上げます。産後ケアのほうについて質疑させていただきたいと思います。

今回のことで、そもそも産後ケアが必要になっている方の今現状の数値というのを、対象者の人数とかが分かればお伺いしたいなと思うと、あと今回の改正を行うことによって、対象者の方々に対して何かメリットというものはあるのでしょうか、お答えください。お願いします。

○こども家庭課長（清野 悟） 今の産後ケアの実績についてでございますが、まず産後ケアに関しましては、弘前市に住民票がある出産後1年未満のお母さんと赤ちゃんで、家族などから家事や育児等の十分な協力が受けられず、出産や育児の疲れから身体や心の調子がよくない方、また育児について不安や困り事がある方が利用できる対象となっております。

産後ケアの内容といたしましては、施設に宿泊してケアを実施する1泊2日の短期入所型と、施設を日帰りで利用してケアを実施する、こちらは1日6時間程度を利用する方と3時間程度の短時間の利用をする方になります通所型、また、助産師が御自宅を訪問してケアを実施する訪問型の3パターンに分かれております。

続きまして、各実績についてですが、直近の12月10日現在の件数であります、こちらは申

請件数が48件であります。こちらは産前申請、産まれる前に申請する、準備をしておく方の19件を含めまして48件の申請がございます。利用実績といたしましては、短期入所型が20件、通所型の6時間程度を利用する方が11件、同じく通所型の3時間程度を利用する方が1件、訪問型が1件の計33件でございました。

メリットなのですが、こちらは今、弘前市内の方だけが対象になっておりますので、県外に出たりしたときにはそれが対象になる可能性はありますけれども、現在のところ特にメリットというか、そちらはない状況でございます。

○1番（須藤江利加委員） ありがとうございます。

もう1点だけ確認なのですが、今これ、マイナンバーに関わるお話であるのかなというふうに受け止めたのですが、マイナンバー自体をまだ持っていらっしゃらない方というものと思うのですが、持っていない方に対する対応とかは何かあったりするものでしょうか。（「マイナンバーカードでは」と呼ぶ者あり）カードで。分かれば。

○こども家庭課長（清野 悟） 現在、申請は書類等でやっていますので、特に今のところはマイナンバーを必須条件としてはございませんので、特段変更はございません。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対しては御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（坂本 崇委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

---

## 議案第96号 弘前市岩木保健福祉センター条例を廃止する条例案

---

○委員長（坂本 崇委員） 次に、議案第96号弘前市岩木保健福祉センター条例を廃止する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（秋元 哲） 議案第96号弘前市岩木保健福祉センター条例を廃止する条例案について御説明申し上げます。

お手元の配付資料、弘前市岩木保健福祉センター条例を廃止する条例案についてを御覧ください。

さい。

まず、1、概要についてであります。

本条例案は、市が設置する弘前市岩木保健福祉センターについて、当該施設を廃止するため、条例を廃止しようとするものであります。

次に、2、施設の概要についてであります。

岩木保健福祉センターは、平成2年に旧岩木町の保健業務の拠点「岩木保健センター」として開設、平成14年には介護保険予防事業を担う増築棟が建設され、名称を岩木保健福祉センターと改称し、岩木地区を中心に各種保健・福祉業務を実施してきたものであります。施設は、弘前市大字賀田字大浦4番地1に位置し、鉄筋コンクリート造2階建て、設置から約34年が経過しております。

続きまして、3、廃止の理由についてです。

岩木保健福祉センターは、平成18年の市町村合併に伴い、保健業務については、大部分が弘前市総合保健センター及び岩木総合支所民生課等に機能集約されております。平成29年度には市の常駐職員を引き上げ、当該施設に常駐している弘前市社会福祉協議会岩木支部に施設管理と貸館業務を委託しておりました。平成31年度からは、介護予防事業の生きがい対応型デイサービス事業を廃止し、以降、簡易な施設管理と貸館業務を行ってきたところであります。

その後、弘前市身体障害者福祉センターの一時的な代替施設として利用し、管理運営を行ってまいりましたが、弘前市障がい福祉プラザの供用開始に伴い、令和6年6月末をもって身体障害者福祉センターの機能を障がい福祉プラザへ移転したほか、同時期に弘前市社会福祉協議会岩木支部についても岩木総合支所へ移転しており、令和6年7月以降は閉館となっていたものであります。

以上のことから、同センターを実施主体として、今後保健・福祉に関する業務を実施する予定はなく、岩木保健福祉センターとしての役割を終えたことから、廃止しようとするものであります。

最後に、4、施行期日は、条例の公布の日からとするものであります。

説明は以上となりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○1番（須藤江利加委員） 1点だけお伺いしたいのですけれども、最後のほうで、保健・福祉に関する事業を実施する予定は今後ないというお話を伺ったのですが、それ以外のことで、今後その場所というのは利活用される予定はないのでしょうか。

○障がい福祉課長（成田亜弘） こちらのほうにつきましては、令和8年度に、現在田町にございます弘前職業能力開発校のほうに移転予定となっております。あと、増築棟のほうにつきましては、現在、市の財産管理を所管する課において、庁内のほうで利活用ができるかどうかという希望を聴取しているところですので、それに伴って、適正に借りられていくものと思っております。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

---

#### 議案第101号 指定管理者の指定について（弘前市北辰学区高杉ふれあいセンター）

---

○委員長（坂本 崇委員） 最後に、議案第101号指定管理者の指定についてを審査に供します。  
本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤真紀） 議案101号指定管理者の指定について、弘前市北辰学区高杉ふれあいセンターについて御説明申し上げます。

本議案は、弘前市北辰学区高杉ふれあいセンターの指定管理者として、高杉地区町会連合会を指定しようとするものであります。

本施設は、地域住民のコミュニティー活動の拠点となる施設であり、地域の人材を積極的に活用することにより、施設の設置目的に沿った管理運営ができるものであることから、指定管理者制度の導入に係る方針に基づき、非公募により、地域住民で組織される当該団体を指定しようとするものであります。

当該団体について、弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、地域住民の利用率の増加が図られること、施設の管理運営を適正かつ確実にを行う能力を有していることの項目で優れており、評点合計も高かったことから、指定管理者候補者として選定したものであります。

指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間であります。

説明は以上であります。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○1番（須藤江利加委員） よろしく申し上げます。

まず、こちらの指定管理は、高杉地区町会連合会が対応されているというところなのですが、実際の施設に職員として配置されているのは何名くらいになるのでしょうか。

○市民協働課長（土岐康之） 今、この指定管理のほうの職員の人数ということでしたけれども、こちらは3人の職員が配置されていまして、その職員というのは、週33時間、週休2日制で勤務しております。

○1番（須藤江利加委員） ありがとうございました。

続いてなのですが、こちらの施設というのは、よく話題に出るのがエアコン設置の問題だと思うのですが、エアコンの設置状況というのはどのようになっているのでしょうか。

○市民協働課長（土岐康之） 高杉ふれあいセンターのほうのエアコンの設置状況ですけれども、こちらは利用率の高い部屋から優先的に現在設置しておりまして、その中の世代交流室Aというところと、あと研修室A・B、こちらは続けて、通しで使えるような場所になっておりまし

たけれども、AとBにそれぞれ1台ずつついておりまして、あと事務室にエアコンが設置してあります。

○1番（須藤江利加委員） ありがとうございます。

最後に、よく前を通るときにいつも、夜も結構明かりがついていて、利用者がたくさんいるなという印象ではあるのですが、過去5年間の利用状況というのはどのようなものになっているのか、お伺いできればと思います。

○市民協働課長（土岐康之） こちらの施設の利用状況ですけれども、成果指標と合わせて説明させていただきます。

こちら、指標的には、数字を取っているのは利用者数と利用件数になっておりまして、今の過去5年間の目標値というのが、利用者数のほうが1万6500人であります。こちら、今の5年度、ほかの施設もそうですけれども、途中でコロナの影響を受けて減少しておりまして、令和5年度の具体的な数字でいきますと、令和5年度は1万2376人の利用者数で、目標に対しまして75%でありました。もう一つの利用件数になりますけれども、こちらの目標値は740件になっております。こちらもコロナの影響を同じように受けておるのですけれども、こちらの数字に関しましては、令和5年度に関しましては792件ということで、目標の740件を超えておりまして、利用率としましては107%で目標を達成しております。（「さっきの質疑、5年間の利用実績」「答弁漏れ」と呼ぶ者あり）具体的な数値、すみません、失礼いたしました。

こちら、令和元年度から令和5年度の利用実績、二つの指標、まず利用者数に関しましては、令和元年度が1万5842人、令和2年度が1万1911人、令和3年度が9,305人、令和4年度が1万896人、令和5年度が1万2376人でした。

続きまして、利用件数ですけれども、こちらは令和元年度が803件、令和2年度が660件、令和3年度が494件、令和4年度が708件、令和5年度が792件でありました。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時23分 散会】